

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和5年8月18日から同年12月18日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和5年8月18日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン防府
所在地 防府市鐘紡町27番

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	長島 巖

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
駐輪場の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	

4 届出年月日

令和5年8月4日

5 変更年月日

令和5年8月5日